

令和6年6月5日招集

# 秩父市議会定例会議案



## 目 次

議案第41号	埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約変更について……………	1
議案第42号	秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	2
議案第43号	秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	3
議案第44号	秩父市立病院建設計画策定委員会条例……………	4
議案第45号	令和6年度秩父市一般会計補正予算（第1回）……………	6



## 議案第41号

埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市第2079号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

令和6年6月5日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により提出する。

## 議案第42号

秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条（同条例第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第23条中「掲示するとともに」とあるのは「掲示しなければならぬほか」と、「供しなければ」とあるのは「供するよう務めなければ」とする。

令和6年6月5日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

## 提案理由

内閣府の定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第43号

秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
秩父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」  
を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」  
を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」  
を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」  
を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月5日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

厚生労働省の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的  
保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行いた  
いため。

議案第44号

秩父市立病院建設計画策定委員会条例

(設置)

第1条 秩父地域で求められる医療体制に柔軟に対応できる病院機能の維持を目的とした新たな秩父市立病院（以下「市立病院」という。）の建設に関し必要な事項を調査審議するため、秩父市立病院建設計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市立病院建設に係る課題及び検討事項に関すること。
- (2) 市立病院建設に係る基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 秩父郡市内において医療に従事する団体を代表する者
- (3) 市内の関係機関を代表する者
- (4) 市立病院の医療従事者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、その委嘱又は任命の日から当該委員の委嘱又は任命に係る当該事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健医療部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第57号を第58号とし、第50号から第56号までを1号ずつ繰り下げ、第49号の次に次のように加える。

50 市立病院建設計画策定委員会 委員	委員長	日額	6,800円
	委員	〃	6,400円

令和6年6月5日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

新たな市立病院の建設に向けた協議を行うための市長の諮問機関を設置したく、秩父市立病院建設計画策定委員会に関し必要な事項を定めたいため。

議案第45号

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第1回）

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ763,771千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,713,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月5日提出

秩 父 市 長                      北   堀                      篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,687,977	763,771	4,451,748
	2 国庫補助金	444,546	763,771	1,208,317
歳入	合計	29,950,000	763,771	30,713,771

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,757,749	509,970	4,267,719
	1 総務管理費	3,221,295	509,970	3,731,265
3 民生費		11,518,255	253,801	11,772,056
	1 社会福祉費	5,790,625	253,801	6,044,426
歳 出	合 計	29,950,000	763,771	30,713,771